

札幌市監査委員 谷本雄司
同 窪田もとむ
同 こんどう和雄
同 谷沢俊一

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に規定する監査を、下記の部局等を対象として行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

- | | | | |
|---|-------------|---|-------------------|
| 1 | 定期監査(事務監査) | 3 | 出資団体等監査 |
| | 保健福祉局 総務部 | | 財団法人 札幌市下水道資源公社 |
| | | | 公立大学法人 札幌市立大学 |
| | | | 財団法人 札幌市職員福利厚生会 |
| | 清田区 保健福祉部 | | 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 |
| | 南区 保健福祉部 | | 社会福祉法人 発寒子どもの園 |
| | 西区 保健福祉部 | | 社会福祉法人 救世軍社会事業団 |
| | 手稲区 保健福祉部 | | 社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会 |
| 2 | 定期監査(工事監査) | | |
| | 環境局 みどりの推進部 | | |
| | 建設局 下水道河川部 | | |

出資団体等監査

平成23年度出資団体等監査報告書

第1 監査の対象

対象団体名	監査の種別	出資団体	財政援助団体	公の施設指定管理者
財団法人札幌市下水道資源公社		○		
公立大学法人札幌市立大学		○	○	
財団法人札幌市職員福利厚生会			○	○
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会			○	○
社会福祉法人発寒子どもの園			○	○
社会福祉法人救世軍社会事業団			○	○
社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会				○

第2 監査の範囲 主として平成22年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

第3 監査の方法

前記事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

第4 監査の期間 平成24年1月11日から同年3月26日まで

第5 監査の結果

おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の団体において改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体監査

(1) 収入支出の決裁書類及び経理伝票の作成等を適正に行うべきもの

【公立大学法人札幌市立大学】

収入や支出の執行に係る決裁書類及び収入伝票や支出伝票等の経理伝票について、財務会計システムを使用して作成した際に、日付を遡って入力したと思われるものが多数みられた。業務量に対して十分に対応できず、事務処理が遅れていたものと推察するが、場合によっては数か月間を遡及しており、極めて適正を欠く状況となっている。また、毎月の経理状況については、合計残高試算表を作成し報告していたが、上記のような状況もあり、試算表の前月末の数値と当月末が連動していない月がみられた。

こうした事務処理が常態化すると、特に収入や支出の執行に係る事前の決裁を欠いた場合において、事故の発生にもつながりかねないことから、適正に事務を執行されるよう徹底されたい。また、財務会計システムの運用においても、日付を遡った入力が安易に行われることがないよう、システムの管理方法を改善する必要があると考える。

(2) 請求書受理後、支払いまでに遅延がみられるもの

【同上】

タクシーチケットを使用した場合の利用料金は、1か月ごとに札幌ハイヤー事業協同組合から請求されているが、支払いを数か月分まとめて行っていた。このため、請求書受理後4か月程度経過してからの支払いとなっていた事例もあり、適正を欠くことから改善されたい。

(3) 授業料減額免除対象者を決定する決裁書類等に不備がみられるもの

【同上】

授業料の減額免除対象者を決定するに当たり、減免申請のあった全学生の家庭の収入や必要経費等を一覧表にまとめ、決裁に付している。この一覧表で減額免除に該当するか否かが判定されているものと考えられるが、その記載内容に収入等の証明書類と金額が一致していないもの、必要経費の計算に誤りがあるもの等の不備がみられたので、チェックを厳重に行い、事務処理に遺漏のないよう改善されたい。

(4) コピーカードの管理方法を改善すべきもの

【同上】

当法人では、コピーカードを自動販売機や事務室で販売しており、このカードは仕入時には利用可能金額の登録がされていないため、職員が専用機器を使用して必要な分だけ金額の登録をして販売を行っている。また、回収できた使用済みカードについては、再度金額の登録をして販売を行っている。

この販売において、職員が金額を登録した枚数、未登録カードの保管枚数、回収し再利用するカード枚数のいずれも把握されていなかったことから、管理方法を改善されたい。

(5) 領収書簿冊の帳簿管理を改善すべきもの

【同上】

領収書については、総務課が一括で購入し、各課への払い出し数量を帳簿で管理していたが、当初の受入数量や払い出し後の残数量が記帳されていないことから、帳簿の記帳方法を改善されたい。

(6) 預り金の管理方法について（意見）

【同上】

当法人では、札幌市立大学後援会や札幌市立大学同窓会、あるいは文部科学省等から各教員に交付された科学研究費補助金の出納事務を行っており、経理上これらに係る資金を流動資産の預金に計上するとともに、同額を流動負債の預り金に計上している。これらの資金は、本来は当法人の資金ではないが、当法人で出納事務を全て行っていることから、明瞭性を高めるために貸借対照表の資産と負債に両建てしているものである。

これらの出納に伴う経理処理については、入出金のつどは行っておらず、1か月間に発生した合計金額での一括処理となっている。また、入出金の決裁についても、会計実施規程で定める専決区分とは異なる取扱いとなっているものがある。

については、これらの出納事務に関して、発生のおのづかの経理処理や規程で定めた専決区分での対応が困難なのであれば、別途規程を整備し、責任の所在や事務の取扱方法を明確に定めるよう希望する。

(7) 現金出納帳兼領収書使用簿を正しく記載すべきもの

【財団法人札幌市下水道資源公社】

厚別事業所におけるコンポスト等の販売における売上現金は、概ね10日ごとに本社に引き継いでいるが、このために当該期間の売上額を確定し、引き継ぎを行った後、その日のうちに販売があった場合、その売上現金を翌日分の売上として現金出納帳兼領収書使用簿に記載していた事例がみられた。

しかし、現金出納帳兼領収書使用簿は、いわゆる現金出納簿として当該事業所における保管現金の受払及び残額を正確に示すべきものと考えられることから、当該帳簿には日々の現金の動きを正しく記載されたい。

(8) 契約書の作成を適切に行うべきもの

【同上】

当法人における契約書の作成について、法令に基づき契約書に記載すべき履行遅滞等に係る遅延利息、違約金その他の損害金に関する条項が設けられていないものが多数みられた。

契約書は、契約の内容を明らかにし、契約当事者双方が適正な履行を求める根拠であるとともに、後日紛争が生じないよう立証するための証拠であることから、契約書の作成を適切に行われたい。

(9) 役務等の契約における仕様書の取扱いについて（意見）

【同上】

当法人における役務等の契約書では、業務の履行内容は「別冊仕様書」に基づくと記載されているが、実務上、当該「別冊仕様書」とは、当法人分は業務の施行伺に案として添付されたもの、相手方分は入札又は見積に際して交付されたものを指すとのことである。

契約書等は、合意内容を明確化し、当事者間の紛争を防止するために作成するものであることから、当事者双方が同一の仕様書内容を認識したうえで契約を締結するとともに、仕様書の差替えを防ぐためにも、可能な限り契約書と仕様書を一体として作成することが望ましいと考えられる。

(10) 呼気アルコール濃度測定の確認を適正に行うべきもの

【同上】

社有車の運転に当たって、自動車運転命令書兼運転日報のアルコール濃度

測定結果が空欄のまま、運転命令の決裁がされているものが散見された。
今後は確認を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。

2 公の施設指定管理者監査

(1) 利用料金の減免に係る取扱いを改善すべきもの

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

利用料金を減免するに当たっては、札幌市が定めた規則及び減免基準（取扱要領）に則って行うことになっているが、次のような事例がみられたので関係職員に取扱い等を周知して、適正に事務を執行されたい。

ア 社会福祉総合センターにおいて、5割減額すべきところを全額免除しているものがあつた。

イ ボランティア研修センターにおいて、減額(免除)申請書を提出していない団体の利用料金を減免しているものがあつた。

(2) 利用料金の設定について（意見）

【同上】

ボランティア研修センターの利用料金について、札幌市の条例・規則その他の規程類に基づいて設定すべきところ、条例等の内容と整合していないのがみられたので、札幌市と協議し利用者の利便性を考慮のうえ整合するよう改善されることを望む。

(3) 業務の再委託の承認について、明確にすべきもの

【社会福祉法人発寒子どもの園】

業務の再委託については、協定書に基づき事前に札幌市の承認を得ることとなっているが、これを確認できる書類等がなく不明確であるため、今後は書面により確認を行う等、適正に事務を進められたい。

(4) 指定管理業務を適正に実施すべきもの

【社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会】

当法人が指定管理者として行うべき業務の一部について、次のとおり協定書どおりの実施とはなっていないものがみられたので、協定書に従い、適正に指定管理業務を実施されたい。

ア 定款・団体の名称等重要事項に変更が生じた場合は、市に届け出なければならないが、定款変更の際し、その届出がなされていなかった。

イ 札幌市しらぎく荘管理業務において、機械警備業務等の再委託を行っているが、市の承認手続がとられていなかった。

(5) 領収書等の適正な取扱いに留意すべきもの

【同上】

領収書等の取扱いについて、次のような事例がみられたので、領収書等の適正な管理、発行等に留意されたい。

ア 領収証(控)に書損処理してあるが、領収証の本書が保管されていないものがあつた。

イ 未記入(未使用)の領収証(控)があつて、本書のないものがあつた。

ウ 講習当日に多人数の受講料を現金で領収する場合には、予めパソコンで作成した領収書を交付していたが、作成したのは本書のみで、辞退者があつた場合でも特別な対応をせず、そのまま廃棄していた。

(6) 契約に関する事務を適正に行うべきもの

【財団法人札幌市職員福利厚生会】

ア 再委託した管理業務において、仕様書の不備や事務処理の適正に欠けるものが散見された。今後は、チェック機能の強化等を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(ア) エレベーター保守業務において、仕様書中に点検・検査内容を明確に定めていなかった。

- (イ) スポーツ棟運営業務において、仕様書中に監視員について、日本赤十字社救護員、(財)日本水泳連盟上級・一種・二種指導員等のいずれかの資格を有する者を最低1名以上配置するよう定めているが、証明書類の提出を求めていることから有資格者の氏名、資格の種類に関する確認が不十分だった。
- (ロ) 施設設備等総合管理業務において、仕様書では建築物衛生管理技術者に係る業務については有資格者を選任し証明書類等を提出するよう定めているが、これが提出されていないため、適正に有資格者が当該業務に従事したのか確認できなかった。
- (ハ) 清掃業務において、仕様書で定める作業計画書が提出されていないため、定期清掃の年間スケジュールが把握できず、その実施時期・清掃箇所等の事前チェックができない状態だった。
- (ニ) エレベーター保守業務と放送設備点検業務において、仕様書で定める従事者名簿が提出されていなかった。また、警備業務において、7月から新たに加わった従事者について従事者名簿の変更手続きが行われていなかった。
- (ホ) 温水プール水ろ過装置保守点検業務において、業務完了届の提出日及び検査日が点検実施日前の日付になっていたものがあった。

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

イ 業務委託契約に係る競争入札等において、次のような事例がみられたのでチェック体制を強化し、適正に事務を執行されたい。

- (ア) 代理人が入札するとのことで委任状が提出されていたが、当該委任状に会社の代表者の押印がなく、入札書に会社の代表者の住所及び氏名が記入されていなかったものがあった。
- (イ) 委任状を持参したうえで代理人が提出した見積書に、会社の代表者の住所及び氏名が記入されていなかったものがあった。

(7) 決裁権者の決裁を経て適正に契約を締結すべきもの

【同上】

当法人の規定によると、契約金額が250万円以上の業務委託契約について

は常務理事の決裁が必要となるが、部長決裁で完結させ契約を締結しているものがあつた。関係職員に規程類で定める専決事項等を周知し、事務処理に遺漏のないよう執行されたい。

(8) 貸借対照表に「現金」を正しく計上すべきもの

【同上】

平成23年3月31日に社会福祉総合センター及びボランティア研修センターの利用料金（前受金）として受領した現金を、貸借対照表に計上していなかった。このような事務処理は、適正を欠くので改善されたい。

参 考

監査対象団体の概要

1 出資団体監査

(1) 財団法人札幌市下水道資源公社（所管：建設局総務部）

この法人は、下水道から発生する汚泥を有効な資源として再利用することを目的として昭和58年に設立されたものである。この目的を達成するため、下水汚泥処理施設の総括管理に関する事業及び下水汚泥コンポスト製品の販売事業を行ってきた。その後の寄附行為の改正に伴い、下水道事業に関する知識の普及啓発に関する事業、下水道施設及びその他関連施設の設置に係る調査、設計、施工等に関する事業等が加わっている。また、平成19年度から、株式会社札幌道路維持公社の廃止により、アスファルト再生事業、建設発生土再生事業、アスファルト製品販売事業及び路盤再生材販売事業を継承している。

札幌市は、この法人に対して基本財産総額2,000万円のうち1,000万円を出資している。

平成22年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支 の 状 況	収 入 A (うち札幌市からの委託料)	1,972,859 (916,534)
	支 出 B	1,986,618
	当 期 収 支 差 額 C=A-B	△ 13,759
	前 期 繰 越 収 支 差 額 D	204,999
	次 期 繰 越 収 支 差 額 E=C+D	191,240
財 政 状 態 (平成23年3月31日現在)	流 動 資 産 F	318,800
	固 定 資 産 G	126,408
	資 産 合 計 H=F+G	445,208
	流 動 負 債 I	144,601
	固 定 負 債 J	56,313
	負 債 合 計 K=I+J	200,915
	正 味 財 産 L=H-K	244,293
負 債 ・ 正 味 財 産 合 計 M=K+L	445,208	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(2) 公立大学法人札幌市立大学（所管：市長政策室政策企画部）

この法人は、デザインと看護という異分野による連携教育を実施する公立大学法人で、平成18年4月に開学されたものである。学術研究の高度化等に対応した職業人の育成を行うとともに、知と創造の拠点として札幌市のまちづくり全体により大きな価値を生み出し、地域社会に対する積極的な貢献を果たすことを目的としており、平成23年3月末時点では、デザイン学部、看護学部、大学院デザイン研究科、大学院看護学研究科、及び助産学専攻科から構成されている。

札幌市は、この法人の基本財産82億1,040万円の全額を出資し、現在に至っている。

また、札幌市は平成22年度、この法人の運営費交付金として15億2,111万円を交付している。

平成22年度 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	2,031,451
	経 常 費 用 B	1,998,195
	経 常 △ 損 益 C=A-B	33,256
	臨 時 △ 損 益 D	△ 1,934
	当 期 △ 損 益 G=C+D	31,321
	繰 越 利 益 剰 余 金 I	31,321
財 政 状 態 (平成23年3月31日現在)	流 動 資 産 J	507,581
	固 定 資 産 K	9,041,981
	資 産 合 計 L=J+K	9,549,562
	流 動 負 債 M	359,946
	固 定 負 債 N	968,803
	負 債 合 計 O=M+N	1,328,749
	資 本 金 P	8,210,400
	資 本 剰 余 金 Q	△ 185,499
	利 益 剰 余 金 R	195,912
純 資 産 合 計 S=P+Q+R	8,220,813	
負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	9,549,562	

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

2 財政援助団体監査

(1) 公立大学法人札幌市立大学

法人の概要については、1(2)参照

交付金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
	札幌市立大学運営費交付金	1,521,113,000	市長政策室 政策企画部
合	計	1,521,113,000	

(2) 財団法人札幌市職員福利厚生会

この法人は、札幌市の事務事業の推進に協力するとともに、市政運営の基盤となる札幌市職員等の福利厚生を増進を図り、もって札幌市民の福祉の向上に寄与することを目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は、平成22年度、この法人の事業に係る経費に対し、2億3,710万円の交付金を交付するとともに、公の施設である札幌国際交流館の管理運営に要する経費として、6,339万円を支出している。

交付金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
	札幌市職員福利厚生会交付金	237,102,000	総務局職員部
合	計	237,102,000	

(3) 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

この法人は、札幌市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域社会の推進を図ることを目的として昭和39年に設立されたもので、社会福祉事業の企画及び実施、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などの事業を行っているほか、札幌市は、平成18年度から公の施設である札幌市社会福祉総合センター及び札幌市ボランティア研修センターの管理運営をこの法人に行わせている。

札幌市は平成22年度、この法人の運営に係る経費等に対し、総額5億7,338万円の補助金を交付するとともに、公の施設の維持管理に要する経費として、総額1億1,701万円の管理費用を支出している。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
運営費等補助	407,617,000	保健福祉局 総務部
福祉除雪事業費補助	77,340,750	
ハーティーウィーク事業費補助	471,000	
ボランティアセンター事業費補助	15,835,000	
福祉サービス苦情相談事業費補助	897,000	
日常生活自立支援事業費補助	43,818,630	
法人後見事業費補助	3,280,000	
要保護世帯等援護事業費補助	527,126	
社会福祉施設中堅職員国内派遣研修事業費補助	338,000	
あったか応援資金債権管理事業費補助	5,208,165	
高齢者福祉バス事業費補助	16,850,780	保健福祉局 保健福祉部
障がい者講師等派遣事業費補助	1,200,000	
合 計	573,383,451	

(4) 社会福祉法人発寒子どもの園

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されることができるよう支援することを目的として、昭和45年に社会福祉法人の認可を受けたものである。当法人は、西発寒保育園の設置運営を行っているほか、札幌市が設置した公の施設である札幌市二十四軒南保育園の管理運営を行っている。

札幌市は、平成22年度においてこの法人が行う市内2保育園の運営に係る経費に合計4,085万円の補助金を交付するとともに、札幌市二十四軒南保育園の管理に要する経費として9,810万円を支出している。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
保育所運営費補助金	900,000	子ども未来局 子育て支援部
予備保育士雇用費補助金	10,257,570	
調理員パート雇用費補助金	1,949,100	
保育所歯科検診費補助金	57,735	
障がい児保育事業費補助金	1,679,000	
延長保育促進事業費補助金	4,370,610	
開所時間延長促進事業費補助金	18,076,800	
食物アレルギー児保育事業費補助金	524,000	
一時保育促進事業補助金	723,400	
保育所地域活動事業補助金	2,280,340	
社会福祉施設整備資金借入利子補助金	40,800	
合 計	40,859,355	

(5) 社会福祉法人救世軍社会事業団

この法人は、救世軍の主義精神及び軍律に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和47年に社会福祉法人の認可を受けたものである。札幌市内においては2保育所（園）の設置運営を行っているほか、札幌市が設置した公の施設である札幌市しせいかん保育園の管理運営を行っている。

札幌市は平成22年度においてこの法人が行う市内3保育所（園）の運営に

係る経費に合計6,251万円の補助金を交付するとともに、札幌市しせいかん保育園の管理に要する経費として1億1,656万円を支出している。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補 助 金 額	所 管 部 局
保育所運営費補助金	3,000,000	子ども未来局 子育て支援部
予備保育士雇用費補助金	20,931,880	
調理員パート雇用費補助金	3,789,916	
保育所歯科検診費補助金	115,470	
障がい児保育事業費補助金	6,132,000	
延長保育促進事業費補助金	6,003,460	
開所時間延長促進事業費補助金	18,076,800	
食物アレルギー児保育事業費補助金	812,000	
一時保育促進事業補助金	1,261,600	
保育所地域活動事業補助金	2,251,215	
社会福祉施設整備資金借入利子補助金	143,000	
合 計	62,517,341	

3 公の施設指定管理者監査

(1) 財団法人札幌市職員福利厚生会

法人の概要については、2(2)参照

平成22年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所 管 部 局
札幌国際交流館	63,396,192	12,900,021	総務局国際部
合 計	63,396,192	12,900,021	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(注) 金額はともに消費税抜きの額である。

(2) 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

法人の概要については、2(3)参照

平成22年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市社会福祉総合センター	96,000,000	6,063,000	保健福祉局 総務部
札幌市ボランティア研修センター	21,018,000	690,720	
合計	117,018,000	6,753,720	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(3) 社会福祉法人発寒子ども園

法人の概要については、2(4)参照

平成22年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市二十四軒南保育園	98,104,310	1,325,150	子ども未来局 子育て支援部
合計	98,104,310	1,325,150	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(4) 社会福祉法人救世軍社会事業団

法人の概要については、2(5)参照

平成22年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市しせいかん保育園	116,565,170	1,354,800	子ども未来局 子育て支援部
合計	116,565,170	1,354,800	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(5) 社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会

この法人は、札幌市内における母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な事業を行い、母子寡婦の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和45年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市母子寡婦福祉センター及び母子生活支援施設札幌市しらぎく荘の管理運営を平成18年度からこの法人に委託しており、平成22年度は、その維持管理に要する管理費用として、総額6,305万円を支出している。

平成22年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市母子寡婦福祉センター	29,981,000	—	子ども未来局
札幌市しらぎく荘	33,074,349	—	子育て支援部
合計	63,055,349	—	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。